

【基本理念】

私たちの共通の財産である宮古島（宮古諸島）の地下水の保全と持続可能な利用を支援するため、各種の活動の踏査・研究・提言を行う。この貴重な地下水資源の保全のため、市民（民間）の立場から人の健康、自然環境の保全をサポートし後世への継承を目的として、この会を設立する。

第1条（名称） この研究会は、宮古島地下水研究会と称する（以下、「研究会」という）。

第2条（場所） この研究会は、臨時に宮古島市平良字西里584-1におく。今後、研究会及び事務局は役員会が定めるところに置き、口座管理住所とする。

第3条（目的） 私たちの共通の財産である地下水の保全と持続可能な利用をサポートするため踏査・研究・提言のほか独自の活動を行い、関係機関との地下水ガバナンス（協働管理）の確立に努める。

第4条（事業） この研究会は目的を達成するため、下記の行政施策などを注視・踏査するとともに、研究・提言のほか自主的な諸活動を行う。

- 1) 地下水流域ガバナンス確立の為、協働管理を行う関係諸組織・団体に宮古島地下水協議会の設立を提言し、橋渡しとして活動する。
- 2) 地下水汚染等による人の命と健康に及ぼす影響への注視・踏査
- 3) 硝酸性窒素等による地下水水質汚染のヒトの健康に及ぼす影響についての文献レビューの作成
- 4) 宮古諸島の各地下水流域の地下水中硝酸性窒素濃度の推移と至適採水点の選定及び高濃度地域への今後の対策
- 5) 急激な観光客増加や、居住人口増加による生活排水の地下水窒素負荷のシミュレーション及び軽減対策
- 6) 地下水が海域生態系に及ぼす影響及びラムサール条約保護与那覇湾湿地等への影響
- 7) 化学肥料、家畜尿尿、生活排水からの窒素負荷の把握及び軽減対策
- 8) 各作物に於ける至適施肥量と至適かんがい方法及び量の研究
- 9) 地下水流域への海水の影響及び対策
- 10) 各種排水の水質管理データの分析及び排水放流場所の適正化
- 11) 水収支バランスの現状確認と水需要増加時の水収支シミュレーション
- 12) 各水源の計画取水能力の再評価
- 13) 地下水流域の地下水流動方向や流域境界の明確化と地質構造の継続調査・分析
- 14) 年間推定水収支概算の再検討（降雨量に対する地表流出、地下流出、蒸発散の割合等）及び各地下水流域の地下水賦存量の推定

- 15) 地下水保全条例の見直しの提言
- 16) 第3次宮古島市地下水利用基本計画（改訂版）の見直しの提言
- 17) 宮古島市地下水水質保全調査報告書再開への提言
- 18) 大旱魃・地球温暖化対策（節水、森林面積の確保・拡大、海水淡水化、排水再生利用等）
- 19) 水源流域における既存の涵養林の保護と水源涵養を目的とした新たな森づくり
- 20) 水文化（集落跡や遺跡を含む）の歴史や伝承研究及び資料のデータベース化
- 21) ミズヌンアブアブや古井戸の実態調査と再生計画
- 22) 湧水を利用した水遊びやバイオトープスポットの整備
- 23) 地下水保全の担い手を育てる地域環境学習の推進、市民向けシンポジウム開催
- 24) 会報、研究誌の発行及びホームページ作成

第5条（会員）本研究会の会員は、以下の通りとする。

- （1）正会員 本会の基本理念および目的に賛同し、共同代表の同意を得て入会した個人とする。
- （2）賛助会員 研究会の目的に賛同し、役員会で承認を得た研究会の運営に寄与する法人又は団体。

第6条（会議）総会は原則年1回、例会は年4回開催する。

第7条（役員）共同代表（宮古島、沖縄、東京）を置く。事務局長1名、事務局次長若干名、会計1名、監事1名を置く。

第8条（顧問）代表は役員会に諮って研究会の顧問を置くことができる。

第9条（役員の任期）役員・顧問の任期は、原則として2年間とする。

第10条（役員選出）役員は、総会で選出し、出席者の過半数の賛同をもって決する。

第11条（運営費）会費を正会員、年間10,000円、賛助会員1口20,000円とする。会費および寄付金を運営資金とする。会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第12条（規約改正）この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第13条（脱会・除名）会員が、脱会を希望する場合は、役員会の承認を必要とする。会員が法令、研究会の趣意・規則に違反したときは、役員会の承認を受け、これを除名す

ることができる。

附則 この規約は、2018年4月1日から執行する。